

《論説》

TJ のレンズから見たストーカー規制法—行政警察作用における TJ の可能性—

朴 濟民 (関西学院大学法学研究科
博士課程後期課程)

はじめに

第1章 ストーカー犯罪の特性：

精神疾患としてのストーカー行為

第1節 ストーカー事例：

桶川事件・逗子ストーカー事件

第2節 精神疾患としてのストーカー行為

第3節 日本の警察の取り組みと小結

第2章 行政警察段階における TJ

第1節 行政警察活動の理解

第2節 TJ の行政警察活動の適用

第3節 日本の行政警察段階における TJ の根拠

第4節 TJ フレンドリーな現行政策要素

第3章 ストーカー規制法における TJ の介入

第1節 TJ の介入ための前提：平成 25 年のアンケート

第2節 ストーカー行為者にも優しい支援者・援助者としての警察

第3節 任意活動の TJ 活用

第4節 公判手続を視野に入れた警察活動

第4章 ストーカー防止のための TJ からの提案

第1節 警察の認識変化

第2節 警察における専門性のあるカウンセラーの確保

第3節 ストーカー治療ができる民間病院の確保

第4節 治療費の支援

第5節 公判を視野に入れた警察活動と検察との連携

おわりに

はじめに

ストーカーに対する相談件数は、平成 29 年には 23,079 件だったが、令和 3 年には 19,728 件まで減少した。そのうち、ストーカーに警告が発せられた件数は、平成 29 年は 3,265 件、令和 3 年においては 2,005 件に減少した。一方で、平成 29 年の禁止命令の件数は 662 件だったものが、令和 3 年には 1,671 件と増加した。このことから、ストーカー行為者に対して、禁止命令を発してストーカー行為を防止しようとする傾向が増加していることがわかる。一方で、禁止命令が増えたものの、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、

「ストーカー規制法」という）違反件数は、平成 29 年では 926 件、令和 3 年には 937 件であった。これはストーカーに関する相談件数は減少したものの、違反事件数は横這いであることを示している。違反件数のうち、禁止命令違反数は、平成 29 年 42 件から令和 3 年 125 件へと増加しており、禁止命令の増加に比例して、禁止命令違反も増加している。他方、警察の加害者に対する指導警告が平成 29 年は 12,264 件だったものが、令和 3 年においては 11,565 件となった¹。

このことから警察は禁止命令を以前より積極的に発していることがわかる。しかし、禁止命令が出されたとしてもストーカー行為者は禁止命令違反という形で、その行為がエスカレートしていることが分かる。

この現状から、警察の取り組みが、ストーカー行為者の歯止めになるために、TJ の観点を取り入れることを提案したい。

TJ は、再犯防止のために考案された理念である。そしてこれは薬物をはじめとする様々な犯罪分野においてその成果を上げている。ストーカーに対しても治療が可能であるため、TJ 的な公判手続を通して治療が可能である。ところで、ストーカーを治療することが証明されているのであれば、より早期の段階からストーカー行為者に対して治療的な働きかけが導入される余地があるといえるのではないか。

日本におけるストーカー行為の規制は、ストーカー行為を法的に規制する観点から、ストーカー行為者に対してどのような法的処分が犯罪を防止できるかという問題意識が中心的だったといえよう。

これに対して本稿では、TJ の考え方にに基づき、現行のストーカー規制法による法的処分をストーカー被害の事前防止に繋げることを提案したい。言い換えれば回転ドアに入ることが最初から防げるようにすることである。

もっとも、TJ というものはこれまで主として再犯防止のために考案された理論であり、公判段階からの介入を中心とした考え方である。そのため、ストーカー規制法のような行政警察段階においてこの理念を導入するのは適切でないという反論も考えられる。しかし、TJ は

犯罪者の幸福感(Well-Being)を求めて犯罪の抑止に繋げるために考案されたものである。このTJの考え方を、警察がストーカー事案に介入する段階で用いることで、犯罪の予防的効果が期待できる。とりわけ、ストーカー規制法が持っている被害予防の立法目的と事前介入型の手続が導入されている事実を踏まえると、TJのレンズからストーカー規制法を見る正当性があるといえる。

さらに、TJの実践において活用される法律は刑事訴訟法に限られたものではない。必要によっては福祉関連の法律などの刑事訴訟法以外の法律も関わってくる。つまり、TJは刑事訴訟法に限らず、法理論として人の犯罪の抑止のために用いられるのである。

したがって、本稿では、以上の意識に基づいてストーカー規制法の行政警察段階におけるTJの役割について論じたい。まず第1章では、ストーカー犯罪の特性について述べる。ストーカーの特性は一種の精神疾患だと言える場合が多く、治療ができる問題であることを確認する。第2章では、行政警察作用の段階からTJを導入することができることを主張する。第3章では、現行のストーカー規制法において、警察がストーカー行為者の治療の支援者・援助者の立場から現行制度を治療のために利用することを主張する。第4章ではTJの見地からストーカー規制法に治療的効果を得られるようにするために必要な制度や施策を提案する。本稿の結論として行政警察活動は、ストーカー行為者が治療を続けられる環境整備を重視するように取締りから治療へと誘導し、警察が治療の確固たる支援者・援助者という立場に転換しなければならないと主張する。

第1章 ストーカー犯罪の特性：精神疾患としてのストーカー行為

第1節 ストーカー事例：桶川事件・返子ストーカー事件

第1項 桶川事件・返子ストーカー事件

(1) 桶川事件

桶川事件は、1999年1月から付き合い始めた女性から1999年3月30日に別れを告げられた男性が、その日からストーカー行為を始めた事件である。1999年の6月14日夜に、男性は知人らと共に、被害者の家に行き、交際当時のプレゼントの金銭を返してもらうことを要求しながら恐喝を行った。翌日被害者は警察に相談したが警察は真面目に対応してくれなかった。同年7月13日・20日には被害者を誹謗中傷するチラシが配られ、8月には被害者の父の勤務先にもそのチラシが送られるようになった。その後、警察の告訴状の改変、被害者に

対する告訴取下げ要求が行われた。そして被害者はその後もストーカーに苦しめられたまま、1999年10月26日、ストーカーから殺害される²。この事件をきっかけに日本では2000年にストーカー規制法が成立することになった。

(2) 返子ストーカー事件

2006年4月にストーカー行為者と別れ、2008年に他の男性と結婚した女性に対して、元交際相手だった男性がストーキングした事件である。ストーカー行為者は被害者が結婚のため引っ越し、名字も変えたものの、2010年に被害者のSNSにより、結婚事実を知り、嫌がらせのメールを送るようになり、2011年4月には被害者を威嚇するメールを1日80~100通送った。これをきっかけに被害者が警察と相談し、同年6月にストーカー行為者は逮捕される。同年7月に警告が出され、9月には被害者宅に防犯カメラが設置される。その後、ストーカー行為者は有罪が確定し、執行猶予処分を受ける。2012年3月から4月まで被害者は1,089通のメールを受け取る。その後、警察に相談し、警察がパトロール強化を行った。ストーカー行為者のストーカー行為が一旦収まり、警察に防犯カメラを返却した後の2012年11月6日に、被害者女性はストーカーに殺害された。

第2項 問題点

桶川事件で見られる問題点は、当時のストーカー犯罪に対する認識が薄かったことにつきるが、加えて警察官がストーカー事件について無関心・無対応であったことである。本件では被害者が警察署に行って通報をしたにも関わらず警察は被害者保護の基本的な措置を取る前の段階である被害者の意見を聞くということがそもそも行われなかった。いまでさえ、警察は被害者の話を真剣な対応を取らない場合もある³。

返子事件の問題点は、警察が被害者の保護が終わった時点で殺害されたため、個人情報の漏洩の問題もあった。しかし、それに加え、重要なことは、ストーカーの根本的な問題が解決されないままでは、警察がいつまでも被害者を保護することでない限り、被害者の安全が保障されないということである。たとえ刑事裁判を経て執行猶予の判決が下ったとしても、受講命令など、実質的にストーカー行為者が抱える問題点を治療するなどの措置を取らないと、ストーカー行為者に対して下される執行猶予処分は無意味に犯罪者を社会に投げ出したという批判を免れ難いと言えよう。

近年においては、ストーカーに対する治療も行われているが、ストーカー行為者の継続的な治療が行われてい

るとは言い難い現状である⁴。

第2節 精神疾患としてのストーカー行為

第1項 ストーカー行為の「SRP」分類

ストーカーについて、ストーカーが精神疾患であることはいくつかの研究で確認することができる。この分類について、オーストラリアのモナッシュ大学と関係機関が開発した「Stalking Risk Profile(SRP)」を紹介したい。「SRP」は、リスク評価のための体系的な専門判断ツールで、10年間に及ぶストーキング評価・管理を行った臨床経験及び国際的な研究結果を基に構成された専門的な判定手法である⁵。その内容は以下のとおりである。

このようにストーカーの問題は金融犯罪などと異なり、何らかの原因により精神的な問題が起こり、犯罪に至る

「SRP」におけるストーカー類型の概要⁶

ストーカー類型	ストーキングの背景や特徴
拒絶型 (Rejected)	拒絶型のストーキングは、親密な関係の崩壊を背景に発生する。通常、被害者は、かつて性的に親密な関係にあった者であるが、家族、親友及びストーカーと非常に近い関係にあった者もまた拒絶型のストーキングの標的になりうる。拒絶型のストーカーの当初動機は、関係を再構築しようとするか、被害者が拒絶したことに対して復讐をしようとするかのいずれかである。多くの場合において、拒絶型のストーカーは、被害者に対する明確な怒りを示し、復讐を望んだかと思えば、関係を取り戻そうとし、被害者に対する相反する感情を示す。ストーカーが被害者の近くにいと感じることを持続することによって過去の関係の代わりになる場合や、ストーキング行為によってストーカー行為者の傷ついた自尊心が救済され、自分自身についてよりよく感じられる場合は、ストーキング行為は持続される。
憎悪型 (Resentful)	憎悪型のストーキングは、自分が酷い扱いを受けている、あるいは何らかの不正の被害者であったり屈辱を受けていると感じることで発生する。被害者は酷い扱いをしたとみなされた見知らぬ人が知人である。犯人が被害者に対して誇大妄想的に考えを広げ、被害者に対する「復讐の」方法としてストーキングを行う場合、重度の精神疾患が原因となっていることがある。ストーキングの初期動機は、復讐または「仕返し」への欲求であり、被害者の恐怖心から誘発される支配感と征服感によって持続される。しばしば憎悪型のストーカーは、自身を迫害する個人又は組織に対する反撃としてのストーキングを正当化するため、自身が被害者であるかのように振る舞う。
親しくなりたい型 (Intimacy Seeker)	親しくなりたい型のストーキングは、孤独感及び相談できる親しい相手の不在により発生する。通常、被害者は、ストーカーが関係性の構築を求める対象となる見知らぬ人か知人である。親しくなりたい型のストーカーの行為は、しばしば被害者に対する妄想観念(実際には被害者との間には何も無いにもかかわらず、既に被害者との間に関係があるというような考え(恋愛妄想))を含む重篤な精神疾患によって助長される。当初動機は恋愛感情と親密な関係を構築することである。ストーカーが他者と親密に繋がっているのだという確信からもたらされる満足感により、ストーキングは持続される。

相手にされない求愛型 (Incompetent Suitor)	相手にされない求愛型のストーキングは、孤独感又は性欲を背景として発生し、見知らぬ人が知人を対象とする。しかしながら、親しくなりたい型とは異なり、その初期動機は恋愛関係の構築ではなく、相手と会うか、一時的な性的関係を得ることにある。相手にされない求愛型のストーキングは通常短期間であるが、その行為に固執する場合は通常、ストーカーが無分別であるか、被害者の苦痛に無関心であることで、ストーキングは持続される。このようなストーカーの無感覚は、自閉スペクトラム症や知的障害に起因する認知限界や社会的スキルの欠如に関係することが多い。
---------------------------------	--

ものである。単に刑罰を果たすことでは犯罪の予防・更生には繋がらず、今後のストーキングをしないようにする治療が必要である。

第2項 ストーカーの治療：条件反射制御法

(1) 条件反射制御法

ストーカーの行為が精神的な問題に起因するものであれば、その治療はどのようなものがあるのか。そしてそれが日本で実施できるものであるかが問題となる。これについて紹介したいのは、2006年に平井慎司が開発した条件反射制御法である。条件反射制御法は、パヴロフの条件反射学説に基づくものである⁷。人間の神経活動のメカニズムで起きる反射で得られるはずの生理的報酬を与えなかったりする⁸。また、新しい反射連鎖を定着させる⁹。そして、動物の第一信号系の活動における『低頻度の成功率であっても行動は定着』することと¹⁰、人間だけが持つ第二信号系(思考)が繊細なものであり、計画的行動が取れるものであり、創造的であること、状況によっていろいろ変化することから¹¹ 既存の依存症などにより作り上げられた反射条件に対して新しい反射条件を作る方法である。この方法は薬物依存症をはじめとする様々な依存症についてその効果が立証されており、ストーカーの治療にも有効な手段となっている。

(2) 治療方法

条件反射制御法に基づく治療方法は、4つのステージに分けて行うことになる。①負の刺激ステージ、②類似ステージ、③想像ステージ、④維持ステージである。

- ① 負の刺激ステージでは、被治療者がどの言葉に反応するのかを確認する¹²。その後、負の刺激の言葉と動作を組み合わせて第1信号系に対抗する神経活動を作り出し(キーワード・アクション)¹³、そして、それを1日20回以上繰り返す¹⁴。それが神経活動として定着すると欲求や衝動が生じてもキーワードアクションをすれば、欲求や衝動が数秒で消え去る¹⁵。
- ② 類似ステージは、キーワード・アクションにより、神経活動が出来上がったところで進められる¹⁶。ここでは、問題行動と似た行動を取るが、その終末に

は生理的な報酬を起こさせないものである¹⁷。つまり、飲酒であれば、実際のお酒ではなく、お酒に見せかけたものを飲む真似だけをしてもらい、中断することである。

- ③ 想像ステージは、ストーカー、性犯罪などの問題によって治療法が異なる¹⁸。基本的には、『自分が行った望まない精神活動つまり物質摂取や賭博、盗みを閉眼して思い出すことを、2週間で200回以上、反復することを基本とする』ものである¹⁹。
- ④ 維持ステージは、『嗜癖行動などを促進する第一信号系の反射連鎖は第二信号系反射網（思考）によってコントロール可能な状態になっている』²⁰段階で、『社会内でも条件反射制御法を継続するステージ』である²¹。

この一連の過程を経て、ストーカーや依存症の患者が問題行為を自らコントロールし、再犯に及ばないように治療することができる。

現在、条件反射制御法を行う病院は多くはないが²²、その治療の成果は立証されており、裁判においても条件反射制御法に基づいて執行猶予をもらったケースも報告されており²³、実務において期待される治療法であると言える。

第3節 日本の警察の取り組みと小結

日本の警察の取り組み

ストーカーからストーカーの被害を保護できなかったことにより、ストーカー規制法が成立した。しかし、その後も警察が永遠に被害者を守ることができず、警察からの保護が終わった後に被害者が殺害された事件もあった。また、2022年12月3日にも福岡県春日市で禁止命令を受けたストーカー行為者が殺人未遂を犯した事件もあった。このようにストーカーは禁止命令だけではエスカレートする行動の効果的な歯止めとなっているとは言い難い。

日本はストーカーに対して「ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的」としてストーカー規制法が導入された（ストーカー規制法第1条）。しかし、ストーカー規制法はストーカー被害者をストーカー行為者から保護することに重みを置いた構造をとっている。被害者に対しては様々な援助方法がある一方で、ストーカー行為者に対しては、「交渉・助言」である。この方法として、ストーカー総

合対策では「警察官か地域精神科医等に加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進する」としている²⁴。また『令和三年版 再犯防止推進白書版』によると、加害者に対して、治療・カウンセリング受診を勧めており、警察に対してもそれと係る研修も行っている²⁵。そして、各都道府県においても地域の精神科病院と連携をとりながら治療を視野に入れた助言・交渉を行っている²⁶。このような活動の下で、ストーカー行為者の中で治療を要請した者が2019年には824名に至るまでになった²⁷。

しかし、このように診察を受けるようにしたとしても、ストーカーなどの精神疾患の治療は一度に治すことができない。そのため、継続的に治療を受けるためには金銭などの現実的な問題もある。例えば2017年4月から12月まで、警察が受診を促したところで、実際受診を受けた者は2割程度であった²⁸。2019年においても治療を要請した者は824名であるが、実際受診をした者は、124名（治療中66名、治療中断38名、治療完了20名、再ストッキング10名）と、全体の15%であり、受診を拒否した者は635名で7割強を占めている²⁹。2021年には受診を働きかけた993人のうち、164人が実際受診を受けることにとどまった³⁰。このような現実を考慮すると、治療に対して興味を沸かせることはできても多くの者は実質的な治療には繋がっていないことがわかる。

一方で、実際に治療を受ける者が少ないとしても、治療を勧める警察の一連の活動はストーカー行為者に対してもっばら罰を与えるという認識ではなく、ストーカー行為者に治療という問題解決を行い、犯罪予防に繋げるという点でTJと共通する要素を含んでいる。

よって、警察がストーカー行為者に対して行える措置が、交渉・助言を基本にするものであるならば、これをさらにTJのレンズを取り入れて、活用すべきである。

小 結

このように、日本の警察はストーカー行為者に対しては治療を促してはいるが、それが実質的な治療及び完治するまでの治療の継続には繋がる割合は低いのが現状である。そのため、ストーカー行為がエスカレートするのは根本的に防ぐことは難しいと言えよう。

上記のSRP分類に基づいたQueensland Forensic Mental Health Serviceの方法もある³¹。そこで司法が介入することの重要な要件は、断固たる対処と治療を受けさせることに繋げることである。日本の警察の取り組

みでもこのような視点は反映されていると考えられるものの、そのような治療に繋げるまでには多少の難関があると考えられる。治療を促し、治療を継続させるために、例えば、上記で述べた条件反射制御法を利用することを前提に、警察の取り組みが被害者に近づけない、治療を受けるように勧誘することに留まるのではなく、被害者に近づけないようにすることも治療の一環として把握し、ストーカー行為者に対して治療を受けた時のメリットを与えるようにする必要がある。そのためには、メリットを用意する必要があるだろう。また病院の費用について負担を感じるストーカー行為者のために、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度のように、犯罪予防の目的から公費負担制度を設けることも一つの案として考えられるだろう。

しかしながら、現在の日本の警察の活動はそこまでの積極的介入は実施されておらず実質的な治療には繋がっていない。そのため、禁止命令の発動という、より強い対処を求めざるを得ないように見受けられる。

だが、犯罪予防のためには、今までより積極的な交渉・勧誘を行う。これを通して、ストーカー行為者の行為が犯罪にエスカレートする前に、治療の必要性を自覚させ、ストーカー行為者が治療を受けることにより犯罪化する危険性を回避することが期待される。同時にそれは現行法の枠組みの中で可能な方法でなければならない。

そこで現在の警察の活動がTJに馴染みのある活動であるとするならば、TJの視点から公判段階も視野に入れた、犯罪の予防の提案ができる。

よって、現在の日本の警察による交渉・助言における説得活動がTJの要素を含んでいるのであれば、さらに進んで接近禁止命令を発する以前の段階で治療に繋げる警察活動をより強化することが検討さなければならぬ。

第2章 行政警察段階におけるTJ

第1節 行政警察活動の理解

行政警察の活動は国民の保護のために成り立つものである。その国民の権利を保護するために、一定の権利制限を国民に対して行うことが許される。これは行政警察活動を理解する上で前提となるものである。

この行政警察は無制限に行うことはできず、一定の制限が課せられている。まず、国民を制限する活動は強制活動として法律などで明記された根拠が必要である。制限をしない場合には任意活動として許されることになる。この任意活動は法律の根拠が不要なものであるため³²、警察の裁量の領域の中の活動であれば許されることになる。この任意活動はあくまでも警察の責務として、警察

法第2条第1項で掲げる警察の責務としての個人の生命・身体・財産の保護、公共の安全と秩序の維持や犯罪捜査などを全うするために認められるものである。そのために行われることは、行政処分(行政行為)・強制的事実行為・任意活動に分けられる。ここではストーカー規制法を理解する上で必要な行政処分と任意活動について触れることにする。

行政処分は法律の根拠をもって行う活動であり、「行政機関が国民に義務を課し、あるいは国民の法的な地位を形成・変更すること」である³³。ここで、不利益処分が存在しており、この不利益処分は、「相手方に直接に義務を課し、又はその権利を制限する処分を意味する」³⁴。ストーカー規制法における仮の処分がこれに当てはまる。そのため、ストーカー行為者に対して事前通知、意見陳述の機会が与えられる。これは行政手続法の基本原則に答えるためのものである。

任意活動は、「行政機関の活動のうち、国民の法的な権利や義務を変更させることなく、また国民の自由に直接的な制約を課すものでない行為」をいう³⁵。実際の警察の活動の大半はこの任意活動である³⁶。この任意活動は上記で述べたように法律に根拠がなくてもできるものである。この任意活動の限界としては、「その行政機関の任務・所掌事務の範囲内であること」・「事実上の強制にわたることの禁止」・「法令に違反することの禁止」である³⁷。また、ストーカー規制法の警告は応じない場合には命令の対象となるため、一定の法的効果を有する任意活動である³⁸。次に検討すべきことは任意手段である。任意手段は、「相手方の承諾がなく行えば国民の権利・自由を侵害する行為を相手方の承諾を得て行うものと、元々即時強制には当たらない行為」である³⁹。ストーカー規制法における、「申請があった行為者などの関係者に対して報告もしくは資料の提出を求め、警察職員に質問させることができる」規定も任意手段に当てはまる⁴⁰。また、ストーカー行為者に対して発せられる警告は任意手段であるが、それを従わない場合下される禁止命令は行政指導に当てはまる⁴¹。

最後に一般的な事実行為がある。これは「広報活動、相談の受付といった、国民に負担をかけず、権利・自由の制限にわたる可能性もないものである」⁴²。これは相談を受けた後、相談者以外の者に対して、「指導・注意・助言などを行うことは、その方法によっては相手方に心理的圧力を加えるものとなることがあるのであって、国民に与える不利益を上回るだけの警察の責務達成上の必要性がなければならない」としている⁴³。このことを考えるとストーカー規制法において、被害者の相談を受

けた後、ストーカー行為者に対して警察が助言などを行うためには、警察の責務達成の上の必要性という要件を満たさなければならないと考えられる。

第2節 TJの行政警察活動の適用

前述したようにTJは犯罪者の再犯防止のために考案されたものである。一方で、犯罪予防の目的の下でもTJが適用される余地はないとも考えられる。

TJは、裁判の場合、裁判官は、犯罪者が適切だと考えられる条件に基づいて犯罪者に治療プログラムを要求するものである⁴⁴。ストーカーに対して行われる警察の活動においても、ストーカー行為者に対して、警察が治療の必要性を認識させ、ストーカー行為者が自ら治療を受けるという認識をもたせることができれば、TJの考え方を取り入れることも可能であろう。

だが、TJの考え方の前提は犯罪者を対象とするものである。行政警察活動が任意活動であることもそもそも、行為者がまだ犯罪者ではないため、任意的に行われる活動であることを考えると、TJの考え方を利用することは裁判を通して有罪が確定されていない者に対してTJの考え方を適用することは無罪推定の原則を軽視することになるとも考えられる。

一方、警察の活動は、犯罪者になる危険性が高い者に対して、予防的な措置を任意でとることである。何らかの強制力を有する活動を警察が行うことではなく、任意活動の範囲内で、行為者が犯罪者にならないように、彼らの幸福感のために警察活動を利用することである。その過程には強制力は伴わず、一定の法的効果を有する処分も治療に役立つように利用することが行政警察活動におけるTJの要件となる。

また、行為者が犯罪者となり、社会一裁判所一刑務所といった回転ドアに入る前に遮断することができればTJの目的にもさらに付合するものだと考えられる。

したがって、強制力を用いずに、TJの目的である犯罪者の幸福感を、ストーカー行為者が犯罪を行わずに得られるという視点から、TJを利用することは可能である。

第3節 日本の行政警察段階におけるTJの根拠

では、TJの理念が行政警察段階から反映することができるとしたならば、日本の法律上の根拠が問題となる。それは司法官ではない警察官がTJの第1次担当者になることの妥当性である。

行政警察活動は、犯罪の予防がその責務となる。その責務を全うするために、様々な任意活動を行うことがで

き、場合によっては強制的事実行為も許される。このことから警察官は犯罪予防の第1次担当者であることが分かる。そして、これは犯罪予防の段階でのTJの担当者になる資格があることを意味する。

TJが介入するためには、法律の担当者がTJの担当者になることを要件とする。犯罪予防の段階においては裁判官の介入がないため、警察官が警察法で定められたその責務の一環としてTJの担当者になるのである。

ところで、警察がTJ担当者に、犯罪予防の責務があることだけでは、TJの方法を用いる場合にその専門性がないことが問題となる。そして、何らかの強制力のない任意活動で行われる活動であるため、その実効性の保障がないとも考えられる。

確かに、TJは警察が単独で行うものではなく、様々な専門家と協業として行われるものである。現行のストーカー対策においても、精神科専門医の助言を得ることもTJフレンドリーな活動として適切なことといえる。

そして、実効性の保障については、むしろ、任意活動の範囲内で行われるものであるため、法律的な問題が生じず、警察官が一般市民に対する助言として治療を促すことができる。これは警察が行為者を説得する術とも関係するものであるが、それは警察内部の研修などによって解決することができる。

そして、TJはそもそも犯罪者の自らの意思を尊重するものである。そのため、強制力のない現在の活動はむしろTJの枠組みの中で行われることが求められると評価することもできる。

さらに、一定の法的効果を与える任意活動もあるため、必要によっては、逮捕という手段をとる前提条件を与えることができる警告・禁止命令がある。そのため、たとえ治療が失敗し、ストーカー行為がエスカレートするとしても強制力を用いて、被害者を保護することができる。

よって、警察官は犯罪の予防という目的に従い、任意活動を有効に行うことができる第1次担当者であり、その活動は任意活動をどのように有効に使うのかの問題に帰結する。

第4節 TJフレンドリーな現行政策要素

警察がTJの担当者になるとしてもそれが国内で行われたことがないのであれば、日本においてそれは慣れていない異質的なものとして受け取られ、TJの実践において反感が生じざるを得ないものになるだろう。しかし、日本においては既にTJの精神と共通する治療的思考に基づいた政策が行われている。それは、ストーカーに対して関係機関と連携をとり、彼らの治療を模索する活

動と警察が警告対象者に対して医療機関における受診を勧誘することである。

まず、医療社団法人であるほっとステーションと共に治療を行う方法がある。ここでは、上記で紹介した条件反射制御法を利用した治療、医療機関・警察などの刑事司法機関などとの連携をとり、ストーカー行為者の治療および社会復帰を支援している⁴⁵。

警察と治療機関との連携において、警察はストーカー行為者に対して受診を奨励しているが、そこで重要なのはストーカーから治療の同意を得ることである⁴⁶。現在、北海道警察を中心としてはじまった受診奨励は、今では全国に広がっている。これは、まず警察がストーカー行為者に対して警察が依頼をし、それを受けてストーカー行為者が受診するという過程を経て行われる。この過程で他の精神疾患や依存症問題、アルコール問題などがあり、薬物療法や条件反射制御法、家族相談の方法などを用いて治療を行っている⁴⁷。ただし、ストーカー行為者が精神的な問題を抱えている場合もあるため、「他害行為防止と自殺防止の両方の意味を持つ」ことに注意しなければならない⁴⁸。

一方で、警察が治療のための連携をとり、治療を奨励しているにもかかわらず、第1章第3節第1項で述べたように2019年において治療を要請した者は824名であるが、実際受診をした者は、全体の15%であり、受診を拒否した者は635名で7割強を占めている⁴⁹。その傾向は2021年も続き、2021年には受診を働きかけた993人のうち、164人が実際受診を受けるにとどまっているのが現状である⁵⁰。

このような警察の治療を促す活動は、ストーカーに対してもっぱら制裁を加えるのではなく、彼らに対して治療の機会を与え、彼らの治療を促し、犯罪の防止に至るようにすることからTJ的活動として評価することができる。しかし、実際の治療につながるのが少ない現状から見ると、実際の治療へと結びつけるためには、受診奨励以外にも現行制度を治療に役立つように利用する必要がある。

実際の治療へと結びついている割合が低い現状の下で、その理由として治療費などが負担となり、それに伴う治療費支援などが切実なこともあるだろう。まずはストーカー行為者本人が治療を受けるように動機づけをすることと、治療意欲が向上し、治療に挑む人のために制度が利用されるようにすべきである。

第3章 ストーカー規制法におけるTJの介入

第1節 TJの介入ための前提：平成25年のアンケート

日本の警察官は、TJを行うことができ、またTJフレンドリーな活動を行っている。では、これをよりTJ的な活動にするためには何が必要であろうか。本稿ではストーカー規制法におけるTJ導入に際して①ストーカー行為者にも優しい支援者・援助者としての警察、②任意活動の有効活用、③公判手続を視野に入れた警察活動を提案したい。

まず、前提として平成25年に行われたアンケートの結果を紹介する⁵¹。このアンケートの結果によると、警察はストーカに対する基本的な対応方法として被害者の保護及び迅速な加害者の検挙を行っていた⁵²。そして、事案の拡大を防止するための手段も同様であった⁵³。事案の処理において警察が重視する要因は、ストーキング行為の内容、加害者の同居家族の有無、加害者の粗暴犯前歴、ストーキング行為の期間、被害者のメンタルヘルス、加害者の性格、復縁・交際要求の別、被害者の避難先の有無、過去相談の有無の順であり⁵⁴、ストーカー行為者の問題は興味が低いと考えられる。また、ストーカー加害者への対策の課題としてストーカー規制法の罰則強化、緊急時に即時対応可能な規定の整備、危険性の見極めなどが挙げられ⁵⁵、警察は被害者保護を中心に、ストーカーの身柄確保を重視する傾向があることがわかった。他方で、警察ではストーカー担当者の業務負担増・人員不足、警察署に相談、支援、事件化を一貫して担当するストーカー係が必要だという意見もあった⁵⁶。

このことから、警察に必要なのは、ストーカーの相談の対象は被害者だけでなく、ストーカー行為者も含まれるべきだという認識である。ストーカー行為者を被害者から隔離・保護するということが基礎となる最も重要な施策である。しかし、被害者の保護を永遠に続けることができないとすれば、ストーカーの行為がエスカレートし、逮捕の要件を満たすことを待つための行為に転落するおそれがある。これはある意味、ストーカー行為者を逮捕の客体として把握しているようにも考えられる。

そのため、警察に必要なものはストーカー行為者にも相談の手を伸ばすことである。このアンケート調査において示された認識は、現在日本の警察がストーカー行為者に対して治療を促していることから少し変化はあったとも考えられる。しかし、警察のストーカーに対する総合施策においても、被害者の保護のための施策はきめ細かくになる一方で、ストーカー行為者に対する直接的な対策は4つしかない現状から⁵⁷、このアンケート結果の

根本的な順位は維持されていると言えよう。

このことからストーカー行為者に対する TJ の活動において、最も必要なのは、ストーカー行為者は単に被害者から隔離するための存在として把握するのではなく、治療が必要な存在として認識することがである。そうすると、被害者から隔離することも治療の一環として把握することになる。そして、警察がストーカー行為者と接して行うすべての活動は、将来の危険を取り除くための有効な手段として治療を行うという認識を持つことである。

第2節 ストーカー行為者にも優しい支援者・援助者としての警察

警察の役割は、被害者の相談を受けてストーカー行為者にストーカー行為を止めてもらうことを話したり、受診をするように促したりすることだけではない。より積極的にストーカー行為者の治療の承諾を導き出し、治療が進むようにすることにある。ストーカー行為者に対して、ストーカー行為について説明を行い、犯罪に至る危険性があることを伝える。そして、ストーカー行為者がなぜその行為をしているのかを確認する。その過程の中で、病院で受診できるように勧める。同時に受診を拒否しているのであれば、なぜ受けたくないのか話を聞き、受診を説得する。ストーカー行為者が、精神科に行くことに偏見があり、一人で精神科に行くことが恐れているのであれば、警察が知人のように一緒に同行するようにすることも TJ の活動の一貫であるといえる。また、必要な支援として何が受けられるのか地方自治団体や民間団体との連携を探る作業が必須になる。もし治療の途中で治療を拒む場合があれば、それで終わるのではなく、治療が成功した事例を説明し、少しでも治療の意欲を高めることが必要である。そして、治療の意欲ができた際、できる限り早く病院で治療を続けるようにする。

このような過程は警察の人員不足の問題もあり、業務負担をさらに増やすことになる。警察は被害者の保護なら、警察としても可視化された目標・活動になるため行いやすいことである。また、いつ治療が終わるのか、最後まで治療を受けることになるかの確答が得られないことについて警察の人員を費やすことは、警察の負担になるとも考えられる。

しかし、ストーカー行為者の治療を長期的に考えたとき、被害者の保護のための優れた方法であることに重みを置くべきである。保護が終わった途端に被害者が殺害された逗子事件を考えると、ストーカー行為者が持つ危険要素を治療し、危険性を取り除くことが必要である。

そのためには、警察は被害者の保護のために、ストーカー行為者にも優しい相談者となり、ストーカー行為者の治療を支援する立場へ意識を転じる必要がある。そのような意識の下で、ストーカーに対する効率的な治療の施策が生み出されるのである。

第3節 任意活動の TJ 活用

上記のような認識のもとで警察がストーカーのための支援者・援助者としての認識を持つのであれば、警察が行える活動の意味も転換される。行政警察段階においてストーカー行為者の治療は強制的にできないものであるため、ストーカー行為者に対して警察が行うすべての TJ の活動は任意活動の範囲内で行われなければならない。

現行ストーカー規制法は事情聴取→警告・禁止命令→現行犯人逮捕という流れに沿った取り組みを行っている。この中で受診の勧誘などが行われる。この中でストーカー行為者に対して TJ の視点から利用できるものは、相談の後、指導・注意・助言である。その後は、警告・禁止命令がある。

まず、指導・注意・助言について検討する。この過程は一方的な押し付けではなく、ストーカー行為者が抱えている問題を確認するための相談のように行われなければならない。この過程ではストーカー行為者がストーカーに該当する行為をしており、自分には治療が必要であるかもしれないという認識をもたらすことが必要である。しかし、一回の話し合いでストーカー行為が終わらず、治療に進まない可能性がある。そして、ストーカー行為者が他の問題、精神的な問題や社会的なことに起因する問題がある可能性もあるため、警察はストーカー行為者が抱える問題を解決するよう、他の機関との仲介役も果たす必要がある。今も警察は地域の精神医学治療の関係者と連携をとっているが⁵⁸、これをより充実にする必要がある。これはストーカー行為者の治療を促すものであり、ストーカー行為者がストーカーになることを防ぐための措置に該当する。また、ストーカー行為者がストーキング以外の犯罪へエスカレートする可能性もあるため、それを未然に防ぐ意味からも有効な手段だといえる。よって、警察は一回の話し合いだけでなく、その後からも電話などの方法でストーカー行為者に対して受診の勧誘や苦勞などを聞く支援者・援助者を名乗るようにしなければならない。

しかし、これはストーカー行為者に対して最初から犯罪者になる者というスティグマを与える危険性があるとも考えられる。だが、ストーカー犯罪の防止という側面

から、最初の段階から積極的に治療を促す方法が必要である。警察は被害者保護活動と同時にストーカー行為者の治療を図るために、警察の任意的な手段は利用されるべきである。そのため、指導・注意・助言は、ストーカー行為者との話し合いの手段であり、治療を支援する方策を探る手段にならなければならない。それにより、2017年に日本の警察はストーカー患者に対して治療を受けるようにしたものの、治療を拒否した割合は60%だった⁵⁹ことを踏まえ、実際の受診につながり、治療を続けるようにしなければならない。

次に、警告・禁止命令について検討する。現在の仕組みでは警告・禁止命令はストーカー行為者から被害者を保護するための手段として使われている。しかし、これは治療の目的が弱いため、エスカレートするストーカー行為者への行政指導の意味しか持たない。

ストーカーの治療のためには、ストーカー行為者がその被害者と接しないようにすることが必要である。その治療の支援策として警告・禁止命令を利用する必要がある。ストーカー行為者が被害者に近づいた・もしくは連絡をとった場合において、治療を受けているストーカー行為者であるならば、治療期間中何が苦しいのかを聞くことを始めるのである。ストーカー行為者のストーカー行為が治療を受ける途中で再度起こりうることを前提に、治療を担当している機関との連携をとり、ストーカー行為者に対してどのような措置をとるべきかを専門家と協議しながら行うのである。目的はストーカー行為者の治療であるため、ストーカー行為者の治療に害を与えない方法をそれぞれの人に合わせてとるのである。治療を受けていないストーカー行為者に対しては、より積極的に治療のための助言を行う必要がある。警告・禁止命令が出されるときまで治療を拒否しているのであれば、その地域でストーカーの治療が可能な病院との連携をとり、その人を病院に行けるように説得する必要がある。場合によっては、医者やカウンセラーが警察とストーカー行為者の話し合いに同席することも一つの手段としてあり得る。

行政警察段階における TJ はストーカー行為者の承諾を得ることが必須条件となる。そのため、警察はできる限り多くストーカー行為者と話し合いをし、ストーカー行為者が受診できるように説得しなければならない。また、警告・禁止命令もエスカレートするストーカー行為者の行為から被害者を保護するという視点に、ストーカー行為者の治療を援助する一つの手段として利用されるようにしなければならない。

第4節 公判手続を視野に入れた警察活動

ストーカー行為者に対する TJ の警察の活動は公判を視野に入れなければならない。なぜなら警察の治療奨励により治療が進んだとしても治療が失敗した場合や、あるいは途中で何らかの理由で治療を放棄する場合、治療を最初から最後まで拒み、犯行がエスカレートする場合などがあるからである。これらは、それぞれ理由は異なるとしても、結果的には治療に失敗した場合に当たる。しかし、失敗したとしてもその過程が無意味になってはならない。

ところが、失敗して犯罪までエスカレートしたという結果を変えることは不可能である。そのため、治療に挑んだ過程を公判で活用できるようにすることが必要である。一度治療に失敗したとしても、それはその人の治療不可の判定になってはならない。むしろ、公判はストーカー行為者の反省と治療の意欲を高め、治療に失敗した理由を探る過程にならなければならない。

例えば、治療を受けていたが犯罪にエスカレートした場合には、治療過程で生じた問題点などをまとめ、それを捜査記録にする。そうすることによって、公判において、ストーカーの治療に向けた処遇を下すことができる。また、刑務所への入所が決まった場合には、ストーカーの更生のための計画及びその実践で活用できるようにすることである。ストーカーが最初から治療を拒み、犯罪にエスカレートした場合には、なぜ治療を拒否したのかを最初の段階から記録していく。

要するに公判手続を視野に入れた警察の TJ 活動は、治療が失敗した場合も視野に入れて、話し合いと治療の進み具合を警察が把握することにある。もし犯罪を阻止できなかったとしても警察が最初と最後の治療の援助者として存在できるようにすることである。

そのためには、警察はストーカー行為者とのたくさんの話し合い、徹底した記録が必要不可欠になる。そして、これらは常に公判廷で現出されることを念頭に置くべきである。

第4章 ストーカー防止のための TJ からの提案

第1節 警察の認識変化

警察の認識を変えなければならない。警察白書によると、日本の犯罪被害者に対する相談・助言などを行っているが、相手方に対しては警告・検挙などを行っている⁶⁰。そして、上記で紹介したアンケートからも、警察の対応は被害者の保護を中心に行われており、より積極的な治療認識は少ないと考えられる。

このことから、日本の警察に TJ の実践で要求される

のは、①警察は治療の仲介役・応援者であること、②被害防止のためにはストーカー行為者の治療が長期的にみて最も効果的な方法である、という認識を持つことである。

しかし、現在の警察の業務負担を考えると、このような認識を直ちに持たせて、それに基づいた活動を行わせることは少し困難であると考えられる。

そのため、このような認識の下で警察活動を行える専門的な警察の育成・編成が重要な課題になるといえる。

第2節 警察における専門性のあるカウンセラーの確保

現在、犯罪被害者に対する相談のための職員研修が行われている。この研修過程の中で、今後からはストーカー被害者だけでなく、ストーカー行為者を接することに対する専門的な研修が行われるべきである。ストーカー行為のメカニズムや、ストーカー行為者が病院に行くように説得する方法などについても研修を行うべきである。犯罪被害者を安心させる相談だけでなく、ストーカー行為者も犯罪者にならないようにする、説得・相談の技術などについて研究と研修をさせるべきである。

そのためには、地域の病院との連携を円滑に取れるように地域病院との連携研修なども有効な方法としてあり得る。警察だけの力ではストーカー行為者の治療を導き出せないことを念頭に置きつつ、ストーカー行為者を治療に結びつける専門的なカウンセラーを育成していくのである。

ストーカー行為者との相談が円滑にできるようになった後は、他の類型の犯罪にも応用することができる。例えば警察の微罪処分の段階で治療を促し、それより大きな犯罪に進まないように治療を受けるようにすることである。

ストーカー行為者の相談を専門的に担当するカウンセラーの育成は、ストーカー行為者だけでなく、今後の警察活動において、大きな犯罪の予防のための第一歩にもつながる活動である。

第3節 ストーカー治療ができる民間病院の確保

本稿ではストーカー行為者に対して効果がある治療法として条件反射制御法を取り上げた。しかし、この条件反射制御法を担当できる病院は多くない。そのため、治療の効果が証明された条件反射制御法もしくはその他の治療が可能な民間病院を確保すべきである。また、大型病院ではなく、いわゆる町の医院でも相談および治療を受けられるようにすべきである。そのためには、研修費補助などの援助を警察が行うことが有効な方法になり得る。

そして、その地域の病院が警察との円滑な関係を維持し、警察との連携が取れるようにすべきである。

例えば茨城県警は2015年に地域の病院との連携を取れるようにしているが⁶¹、このような連携をより拡大すべきである。また現在も医療機関に対して謝金を支払ってはいるが⁶²、その支払い回数の上限は計4回までとなっている。その上限をさらにあげるべきである。

多くの連携病院の確保はストーカー行為者の治療のための前提条件になる。そして、病院はストーカー行為者が行きやすい所に存在しなければならない。ストーカー行為者の家の近所だと知り合いに見せたくないと思っている人もいるため、家からある程度離れたあらゆる場所に治療ができる病院があり、その病院で治療を受けられるようにしなければならない。また、ラポの形成が難しい場合には他の病院で治療を受けられるようにするためにも多くの病院が必要である。

このためには、精神科医者の研修や治療の補助金で費用が発生することになる。一方で、ストーカーの保護に係る費用、ストーカーが終わった後も係る費用、犯罪にエスカレートした後、払われる費用、そして、ストーカーによる犯罪で発生する費用、最後に、ストーカーの治療だけでなく、他の犯罪にも有効な治療法の習得及び治療機関の確保という面から考えると、多少の費用発生は惜しんではならないと考えられる。

第4節 治療費の支援

ストーカーなどは精神疾患であり、犯罪が進む可能性が高い犯罪については、治療費の全額支援が行われるようにすべきである。これはストーカーに限られた話ではなく、犯罪になる可能性が高い精神疾患に対しては、治療費の支援を行い、病院に行くことができるように援助すべきである。また、金銭的な面で治療を諦めることがないように支援を行うべきである。医療費の自己負担の影響で治療継続に困難を感じている状況⁶³を考えるとより積極的な支援が必要である。

現在、日本の医療保険制度は統合失調症をはじめとする様々な精神疾患について、その治療費の援助を行っている。そこで、医療費の自己負担金額があるが、これには上限がある。ストーカーの積極的な治療を導き出すためには、この金額の上限をより高める必要がある。

ストーカー行為者は犯罪に進む危険性の高い者であることを考えると、ストーカー行為者に対する治療は、社会防衛の目的が追加された治療になる。つまり、ストーカー行為者の治療というものは、円滑な社会生活を可能にすること以外にも、犯罪予防という意味が含まれるの

である。そのため、ストーカー行為者の治療に係る費用については、より多くの援助が必要である。

現在、都道府県の警察においては、犯罪被害者への対策が講じられており、その一環として、初診料の公費支出が行われている。ストーカー行為者に対しても同じく初診費の公的援助やその後の治療費についても援助が行われる必要がある。

これらの費用は、今後の犯罪を防ぐという認識の下で行われなければならない。

第5節 公判を視野に入れた警察活動と検察との連携

治療がうまく進まなかったり、治療を拒んだりして、ストーカーが犯罪行為になってしまった場合においては、訴追されることになる。そうなった場合、継続的に治療を受けさせる、もしくはその段階からでも治療を受けるようにしなければならない。そのためには、行政警察の一連の活動は常に公判を視野に入れなければならない。これは処罰するためではなく、治療のための情報収集として把握する必要がある。また、これらの資料に基づいて検察に対して、ストーカー行為者の治療に必要なアドバイスを事件資料とともに送付されるべきである。

また、検察の活動も警察が収集した内容を尊重して行われなければならない。検察は公益の代表者として、単にストーカー行為者を罰することに着目した活動になってはならない。公判における TJ の活動は裁判官がそのリーダーとなるため、検察官は消極的な立場になるとも考えられる。しかし、当事者主義を採用しており、警察が収集した証拠を公判廷で現出させる者は検察官であることを考えると、TJ の活動において検察官は重要な役割を果たすといえる。そのため、警察がストーカー行為者に対して収集した治療と関わる証拠を公判廷で現出し、公益の代表者として、ストーカー行為者が社会の一員として、再度他人に被害を与えることなく、生きていけるようにしなければならない。警察が収集した治療と関わる証拠を把握し、治療のために足りなかったものは何かを把握し、場合によっては警察や専門家の意見に耳を傾ける姿勢が必要である。

つまり、警察の TJ に基づいた活動は、起訴されたことによって断絶されるのではなく、検察官との連携を通してより充実したものになるようにしなければならないのである。そのための警察のストーカー行為者に関する記録の作成・管理、検察官の意見聴取が必須なものになる。

一方で、治療の状況などを考えて、条件付起訴猶予制度を導入しそれを活用することも検討すべきであろう。

また、公判廷でより積極的な治療を受けられるようにしながら執行猶予の判決が下されるように検察官が主張することも検討すべきである。条件付起訴猶予や治療命令付執行猶予は、治療の成果を高めることが期待でき、一度治療に失敗したストーカーに対してもう一度チャンスを与えることになる。そしてこれは検察官の公益の代表者としての性格をより充実にすることができる制度として機能する。

よって、ストーカー行為においては、治療のための警察と検察の連携をより効果的にするという意味から、条件付起訴猶予、治療命令付執行猶予の導入も、検討が行われるべきである。

おわりに

本稿では、現行のストーカーの規制法は、ストーカーが治療できる精神疾患であることの認識はあるが、被害者保護が中心となった取り組みを行う仕組みになっている。しかし、警察が永遠に被害者を保護するのではなく、被害者は永遠に安全な生活が保障されない。また、保護するとしてもエスカレートするストーカー行為者の行為から被害者を完全に保護できるという保障もない。

よって、ストーカー行為者が自らストーカー行為を止めるようにしていかなければならない。そのためにはストーカー行為者の治療のために現行制度を利用しなければならない。そしてそのために必要なものは、現行ストーカー規制法の枠組みの中で警察段階からストーカー行為者に対して治療を受けるように説得および治療を援助する過程である。

そしてこれをさらに充実したものにするため、現行法の枠組みの中では、①警察はストーカー行為者に対して、治療のための支援者・援助者としての役割を持つという認識の下で、②現行の警察の任意活動を治療のための手段として把握し直して実行し、また③これらの活動は治療が失敗した場合を想定して公判で治療が続けられるようにすることが必要である。

だが、これらだけでは、ストーカー行為者の円滑な治療と直ちに結びつけることは困難である。円滑な治療のために必要なものもある。それは①ストーカー行為者には治療が必要だという認識を警察が持つこと、②警察の中でストーカー行為者に治療を受ける意欲をもたらし専門的なカウンセラーの確保、③ストーカーの治療ができる民間病院の確保、④ストーカー行為者に対する治療費の支援が必要であること、⑤公判での治療を視野に入れた警察の活動とそれを尊重する検察官の役割が必要であり、条件付起訴猶予・治療命令付執行猶予の導入が必要

である。

本稿においては、ストーカーに限って論じているが、警察段階でのTJの活動は微罪処分の場面で有効に活用することができる。微罪処分を受けた人が、今後他の犯罪へエスカレートしないように、警察が治療を勧めるのである。もちろん、微罪処分を受けた全ての人の行為が他の犯罪にエスカレートするわけではない。しかし、その中でエスカレートする可能性がある人に対して、警察が最初に発見した時から、犯罪のエスカレートの歯止めとして役割を果たすことができる。そのための手段としてのTJが機能することになる。

警察は社会を守るための第一線に立っている。その活動をより有効にするためにTJの視点を取り入れるべきである。

注記

¹ 『令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について』(警察庁)(令和4年3月3日) 1—2頁 https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/040715_torikumi.pdf (アクセス日:2022年12月20日)

² 鳥越俊太郎・小林ゆうこ『虚一誕—警察につくられた桶川ストーカー殺人事件』(岩波書店、2002年)1頁。

³ 小早川明子『ストーカー—「普通の人」がなぜ豹変するのか』(中公新書ラクレ、2017)36頁。

⁴ 『ストーカー治療の要請最多 警察庁、19年は824人』(日本経済新聞記事、2020年11月4日) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO65802190U0A101C2CE0000/> (アクセス日2022年12月9日)。

⁵ 『平成26年度ストーカー加害者に対する精神的・心理学的アプローチに関する研究(I)報告書』(警察庁)(平成26年度警察庁委託調査研究、2015)4頁 https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/H26_researchreport.pdf (アクセス日:2022年12月10日)

⁶ 『平成26年度ストーカー加害者に対する精神的・心理学的アプローチに関する研究(I)報告書』(警察庁)(平成26年度警察庁委託調査研究、2015)6頁 https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/H26_researchreport.pdf (アクセス日:2022年12月10日)を引用した。

⁷ 平井慎司・長谷川直美『条件反射制御法入門』(星和書店、2015)9頁。

⁸ 同書14頁。

⁹ 同書15頁。

¹⁰ 同書17頁。

¹¹ 同書19頁。

¹² 平井慎司『条件反射制御法』(遠見書房、2015)73頁。

¹³ 平井慎司・長谷川直美『条件反射制御法入門』(星和書店、2015)22頁。

¹⁴ 平井慎司、『条件反射制御法』(遠見書房、2016)78頁。

¹⁵ 平井慎司・長谷川直美『条件反射制御法入門』(星和書店、2015)25頁。

¹⁶ 同書30頁。

¹⁷ 同書30頁。

¹⁸ 同書33頁。

¹⁹ 平井慎司『条件反射制御法』(遠見書房、2016)72頁。

²⁰ 平井慎司・長谷川直美『条件反射制御法入門』(星和書店、2015)38頁。

²¹ 平井慎司『条件反射制御法』(遠見書房、2016)72頁。

²² 条件反射制御法学会のホームページによると、日本国内に25所、韓国に1ヶ所である。

²³ 事例に関しては、西谷裕子弁護士のプログを参照。

<https://nishitani.yuko-lawyer.com/joukenhansha/>

²⁴ ストーカー総合対策関係省庁会議『ストーカー総合対策』(警察庁)(令和4年7月15日)7—8頁引用 https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/040715_taisaku.pdf (アクセス日:2022年12月11日)

²⁵ 法務省『令和三年版 再犯防止推進白書』(2021)143頁。

²⁶ 具体的には、精神科医による説明や助言などを行うことができる。『ストーカー事案の加害者に関する精神科医等との連携について(通達)』(石川県警察)(令和2年10月21日) https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/information/upload/jinsyou20201021_1.pdf

²⁷ 『ストーカー治療の要請最多 警察庁、19年は824人』(日本経済新聞記事、2020年11月4日) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO65802190U0A101C2CE0000/> (アクセス日:2022年12月9日)。

²⁸ 『ストーカー加害者に治療促すも…受診2割どまり』(日本経済新聞記事、2018年1月25日) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO26146120V20C18A1CR8000/> (アクセス日:2022年12月11日)。

²⁹ 『ストーカー治療の要請最多 警察庁、19年は824人』(日本経済新聞記事、2020年11月4日) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO65802190U0A101C2CE0000/> (アクセス日:2022年12月9日)。

³⁰ 『『予防教育と更生治療をストーカー被害の防止』(上毛新聞記事、2022年8月10日) <https://www.jomo-news.co.jp/articles/-/158178> (アクセス日:2022年12月24日)。

³¹ Queensland Forensic Mental Health Serviceが行っている司法の介入の日本語の概要は、『平成26年度 ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関

する調査研究 (I)』(警察庁)(平成27年3月) 11頁参照。
https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/H26_researchreport.pdf (アクセス日: 2022年12月23日)、

³² 田村正博『全訂警察行政法解説 全訂第2版補訂版』(東京法令出版、2019) 25頁。

³³ 同書 93頁。

³⁴ 同書 101頁。

³⁵ 同書 166頁。

³⁶ 同書 167頁。

³⁷ 同書 168頁。

³⁸ 同書 169頁。

³⁹ 同書 171頁。

⁴⁰ 同書 174頁。

⁴¹ 同書 176頁。

⁴² 同書 179頁。

⁴³ 同書 180頁。

⁴⁴ Stobbs, Nigel; Bartels, Lorana; Vols, Michel. The Methodology and Practice of Therapeutic Jurisprudence (p.5). Carolina Academic Press. Kindle版。

⁴⁵ 守山正編著『ストーキングの現状と対策』(成文堂、2019) 142 - 143頁。

⁴⁶ 同書 145頁。

⁴⁷ 同書 145 - 147頁。

⁴⁸ 同書 148頁。

⁴⁹ 「ストーカー治療の要請最多 警察庁、19年は824人」(日本経済新聞記事、2020年11月4日)
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO65802190U0A101C2CE0000/>
 (アクセス日: 2022年12月9日)。

⁵⁰ 「予防教育と更生治療をストーカー被害の防止」(上毛新聞記事、2022年8月10日)
<https://www.jomo-news.co.jp/articles/-/158178>
 (アクセス日: 2022年12月24日)。

⁵¹ アンケートの内容は、守山正『ストーキングの現状と対策』、成文堂、2019、178 - 182頁の内容を参考にした。

⁵² 同書 179頁。

⁵³ 同書 179頁。

⁵⁴ 同書 179 - 180頁。

⁵⁵ 同書 181頁。

⁵⁶ 同書 182頁。

⁵⁷ 「ストーカー総合対策施策一覧」(警察庁)(令和4年5月31日)、<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/>

stalker/040715_torikumi.pdf
 (アクセス日: 2022年12月24日)

⁵⁸ 篠崎真佐子「話題提供 1 警察におけるストーカー 事案への対応について」(「ストーカー対応の現状と課題 —司法臨床の展開 (第五報)」) 法と心理学会第18回大会ワークショップ、2018。

⁵⁹ 「ストーカー対策」“加害者治療”の課題」(日テレ新聞記事、2022年2月17日)
<https://news.ntv.co.jp/category/society/354443>
 (アクセス日: 2022年12月26日)。

⁶⁰ 法務総合研究所『犯罪白書 令和4年版』92頁。

⁶¹ 「ストーカー加害者に精神治療を 茨城県警が医療機関などと覚書」(日本産経新聞記事、2016年5月28日)
<https://www.sankei.com/article/20160528-PWIEMR37SVJ2VKNUBCSLXFWJZI/> (アクセス日: 2022年12月26日)

⁶² 「ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療等との連携に係る経費等の適切な運用について (依命通達)」(福島県警察) (平成29年3月22日)
https://www.police.pref.fukushima.jp/03.tetuduki/-jyouthoukoukai/reiki_int/reiki_honbun/u244RG00001248.html
 (アクセス日: 2022年12月26日)

⁶³ 「ストーカー対策」“加害者治療”の課題」(日テレ新聞記事、2022年2月17日)
<https://news.ntv.co.jp/category/society/354443>
 (アクセス日: 2022年12月26日)

<参考文献>

論文・図書

小早川明子『ストーカー「普通の人」はなぜ変貌するのか』(中公新書ラクレ、2017)。

田村正博『全訂警察行政法解説 第二版』(東京法令出版、2019)。

鳥越俊太郎・小林ゆうこ『虚園 -- 警察につくられた桶川ストーカー殺人事件』(岩波書店、2002年)。

平井慎司『条件反射制御法』(遠見書房、2016)。

平井慎司・長谷川直美『条件反射制御法入門』(星和書房、2015)。

守山正『ストーキングの現状と対策』(成文堂、2019)。

Stobbs, Nigel; Bartels, Lorana; Vols, Michel. "The Methodology and Practice of Therapeutic Jurisprudence" Carolina Academic Press. Kindle版。

法務省『再犯防止推進白書 令和3年版』。

法務総合研究所『犯罪白書 令和4年版』。

篠崎真佐子「話題提供 1 警察におけるストーカー 事案への対応について」(「ストーカー対応の現状と課題 —司法臨床の展開 (第五報)」) (法と心理学会第18回大会 ワークシ

ヨップ、2018)。

Web ページ

『平成26年度 ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究 (I)』(警察庁) (2015年3月) https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/H26_researchreport.pdf (アクセス日: 2022年12月23日)。

『ストーカー事案の加害者に関する精神科医等との連携について (通達)』(石川県警察) (2020年10月21日) https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/information/upload/jinsyou20201021_1.pdf。

『ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について (通達)』(警察庁) (2021年5月26日) https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/seiki/030526_kaisyakuunyou.pdf (アクセス日: 2022年12月11日)。

『ストーカー総合対策施策一覧』(警察庁) (2022年5月31日) https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/040715_torikumi.pdf (アクセス日: 2022年12月24日)。

ストーカー総合対策関係省庁会議『ストーカー総合対策』(警察庁) (2022年7月15日) https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/040715_taisaku.pdf (アクセス日: 2022年12月11日)。

『令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について』(令和4年3月3日) (警察庁) https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/040715_torikumi.pdf (アクセス日: 2022年12月20日)

西谷裕子弁護士のプログ

<https://nishitani.yuko-lawyer.com/joukenhansha/> (アクセス日: 2022年12月7日)。

新聞記事

「ストーカー加害者に治療促すも…受診2割どまり」(日本経済新聞記事、2018年1月25日) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO26146120V20C18A1CR8000/> (アクセス日: 2022年12月11日)。

「ストーカー治療の要請最多 警察庁、19年は824人」(日本経済新聞記事、2020年11月4日) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO65802190U0A101C2CE0000/> (アクセス日: 2022年12月9日)。

「[ストーカー対策]“加害者治療”の課題」(日テレ新聞記事、2022年2月17日) <https://news.ntv.co.jp/category/society/354443> (アクセス日: 2022年12月26日)。

「予防教育と更生治療をストーカー被害の防止」(上毛新聞記事、2022年8月10日) <https://www.jomo-news.co.jp/articles/-/158178> (アクセス日: 2022年12月24日)。